

# 確定給付企業年金の改善

- (1) 掛金拠出の弾力化  
(「リスク対応掛金」の導入)
- (2) 柔軟で弾力的な給付設計  
(「リスク分担型企業年金」の導入)

# (平成28年度政府税制改正大綱)

## 確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置

(所得税、法人税 等)

### 1. 大綱の概要

確定給付企業年金について、

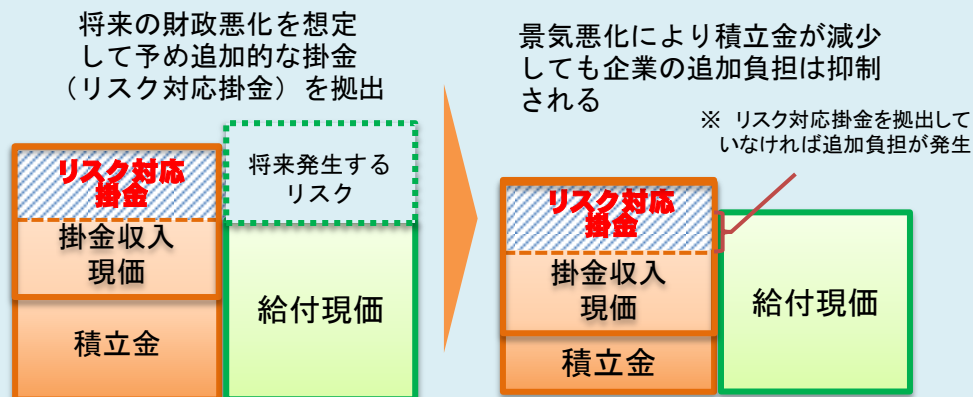
- ①事業主が将来の財政悪化を想定して計画的に拠出する掛金
- ②事業主が拠出する掛金で給付増減調整により運用リスクを事業主と加入者で分担する企業年金に係るもの等について、税制上の所要の措置を講じる。

### 2. 制度の内容

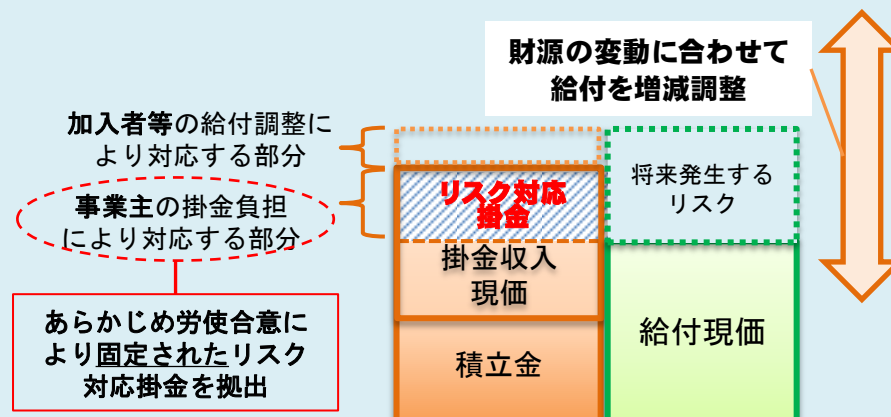
老後所得の充実のため、公的年金を補完する私的年金の普及・拡大が求められている中で、確定給付企業年金制度の多様化・柔軟化を図り、企業が私的年金を取り組みやすくするため、新たに以下の仕組みを導入した際に掛金の損金算入を認める。

- ・ 将来の財政悪化を想定した、計画的な掛金拠出を可能とする**リスク対応掛金**の仕組みを導入すること
- ・ 運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合う仕組みである**リスク分担型企业年金**を実施可能とすること

#### リスク対応掛金の仕組み(イメージ)



#### リスク分担型企业年金の仕組み(イメージ)



# (1) 掛金拠出の弾力化

(「リスク対応掛金」の導入)

# 現行の掛金拠出の構造

- 現行の仕組みでは、景気の変動に応じてDBの拠出額が変動しやすい構造にあるため、安定的なDBの運営を実現するためには、拠出を一定程度平準的なものとする必要がある。

## 〈イメージ図〉

掛金の拠出水準

不況期には積立不足が生じるため、拠出が増加する

現行の拠出水準のイメージ

平準的な拠出とした場合のイメージ

好況期

不況期

# 財政悪化を想定した「リスク対応掛金」の導入

□ そこで、不況期等の掛金増加につながらないように、あらかじめ「**将来発生するリスク**」を測定し、その水準を踏まえて、掛金（**リスク対応掛金**）の拠出を行うことのできる仕組みとする。

## 〈イメージ図〉

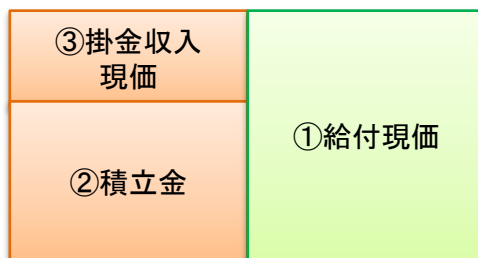
現時点

将来の財政悪化時

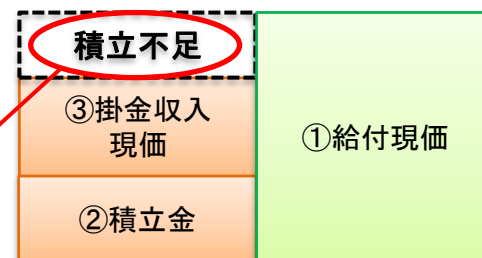
(1) 「財政均衡」の状態

(2) 将来発生するリスクを測定※1

将来発生するリスクに備えた掛金拠出を行わない場合



想定

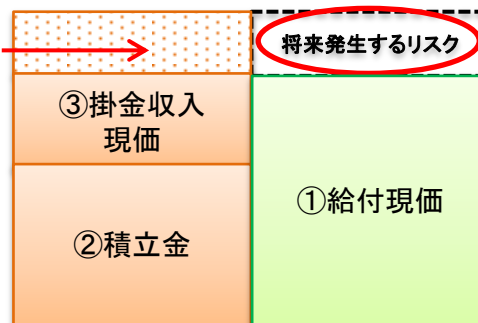


(3) 将来発生するリスクに対する掛金拠出

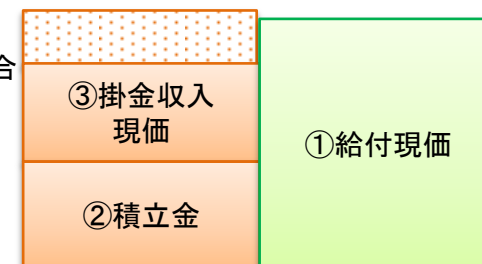
(4) リスクの発生に伴う積立不足の発生を抑制

リスク対応掛金の拠出が可能※2

将来発生するリスクに備えた掛金拠出を行う場合



リスクが現実になった場合



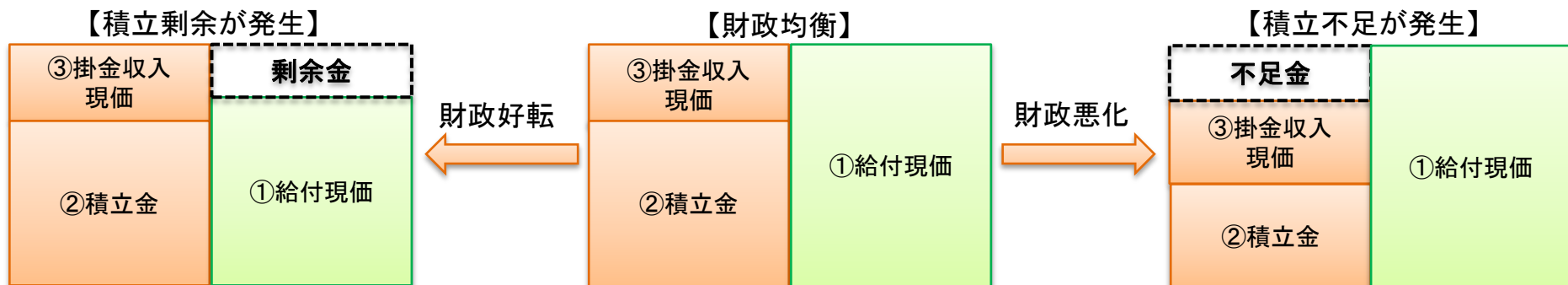
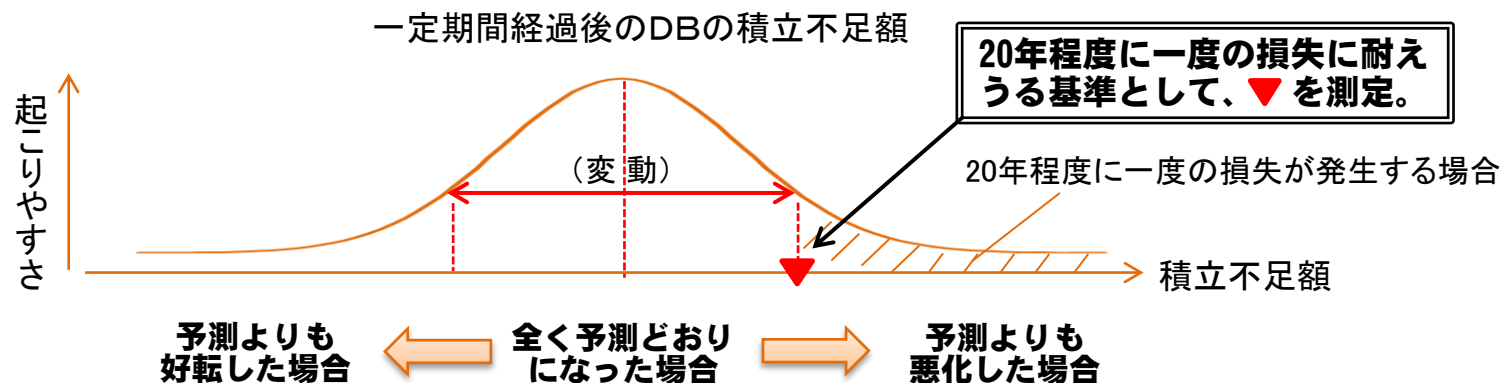
※1 「将来発生するリスク」の水準は、制度ごとに積立金の運用方針等が異なることを踏まえ、一定のルールに基づき制度ごとに測定したものとする。（測定のための一定のルールについては、次頁を参照。）

※2 リスク対応掛金は、現時点の景気動向や企業の負担能力に応じて、「将来発生するリスク」の一部のみ拠出することも可能とする。

# (イメージ)「将来発生するリスク」を測定するためのルール

- 現行では、積立不足が生じた場合に最大20年で償却することとされているため、現に積立不足が生じた場合でも安定的な償却が可能となるよう、「将来発生するリスク」は、20年程度に一度の損失にも耐える基準として定める。

## 〈イメージ図〉



※ 受託保証型のDBや、簡易な基準で財政計算を行っているDB（加入者数500人未満等が条件）は、測定を行わない。

# 「将来発生するリスク」の具体的な測定方法（従来のDB）

□ 将来発生するリスクとして、将来の積立金の価格変動による積立金の減少を想定することとし、資産区分ごとの資産残高に所定の係数を乗じた額の合計額※に基づき算定する。（標準方式）

※ 積立金が給付現価を超える場合や係数の定められていない資産（その他の資産）を保有する場合には、補正を行う。

□ ただし、厚生労働大臣の承認を得て、DBの実情に合った方式による算定を可能とする。（特別方式）

※ その他の資産の割合が20%以上のDBにおいては、特別方式による算定を義務づける。

## <標準方式の計算方法及び計算例>

① 資産区分ごとに資産残高に所定の係数を乗じ、これらの合計額を算出。

② 係数の定められていない資産（その他の資産）の額を勘案した補正率を求める。

※ 積立資産の額が給付現価の額を上回る場合は、給付現価の額を上限として補正率を設定。

③ 「①の額 × ②の補正率」が「将来発生するリスク」の額の測定値となる。

資産区分	係数の定められている資産						合計	その他の資産※	資産合計
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産			
資産額	6億円	2億円	2億円	1億円	2億円	1億円	14億円	1億円	15億円
所定の係数	5%	50%	25%	50%	0%	0%			
資産額× 所定の係数の額	0.3億円	1億円	0.5億円	0.5億円	-	-	2.3億円 (①)	× 1.07 (②)	2.46億円 (③)

※ 上記の例では、給付現価は20億円（積立金 < 給付現価）とする。

※ 「その他の資産」の構成割合が一定範囲内である場合には、係数の定められている資産に基づき算定したリスクをもとに、簡便的に算定することとする。

※ 過去20年程度の各資産のインデックスから期待収益率と標準偏差を計算し、正規分布の片側5%TVaR（Tail Value at Risk）として算定。

※ 上記の所定の係数は5年に1回程度見直しを行う。

$$\begin{aligned} & \text{補正率} \\ & (\text{資産合計}^*) / (\text{係数の定められている} \\ & \quad \text{資産合計}) \\ & = 15 / 14 = \mathbf{1.07} \end{aligned}$$

※積立資産の額が給付現価の額を上回る場合は、給付現価の額。

# 特別方式による「将来発生するリスク」の算定

## 1. 特別方式による算定を行う場合の手続き等

- ・ 「将来発生するリスク」を特別方式によって算定しようとするときは、予め厚生労働大臣の承認を受ける。
- ・ 一旦特別方式の承認を受ければ、その後の決算又は財政再計算において当該特別方式を使用するが、年金数理人が数理計算書類を確認する際に、使用中の特別方式が不相当である旨の所見を付した場合には、直ちに当該特別方式を変更し、又は使用を中止する。

## 2. 特別方式による算定を行う場合の基準

### 【「将来発生するリスク」の考え方】

- ① 給付現価から掛金収入現価及び積立金を控除した額が将来増加する危険に基づき算定するものであること。  
(すなわち、資産と負債の差の変動に着目してリスクを算定する)
- ② 20年に1回の頻度で生じると想定される危険を測定するものであること。

### 【「将来発生するリスク」の考慮要素】

- ③ 「将来発生するリスク」の算定に当たっては、資産の価格変動リスクを考慮すること。  
また、予定利率・予定死亡率・予定脱退率等の基礎率が実績と乖離するリスク(すなわち負債側のリスク)を考慮するよう努めること。

なお、リスク分担型企業年金においては、予定利率が実績と乖離するリスクは考慮すること。

### 【技術的要件】

- ④ 「将来発生するリスク」の算定に当たっては、関連する全ての重要かつ入手可能なデータ、情報及び手法を用いており、データについては特別方式による算定が正確かつ頑健となるような期間にわたる数値を用いるものであること。



# リスク対応掛金の設定方法（従来のDB）

- リスク対応掛金は、財政再計算時に、労使合意に基づき、将来発生するリスクの範囲内で拠出水準を定め、5～20年での均等拠出、弾力拠出又は定率拠出等により拠出する。
- 現に発生している積立不足に対応する特別掛金と異なり、リスク対応掛金は将来のリスクに備えるためのものであることから、緊急度を考慮し、その拠出期間は特別掛金の償却期間よりも長期に設定する。

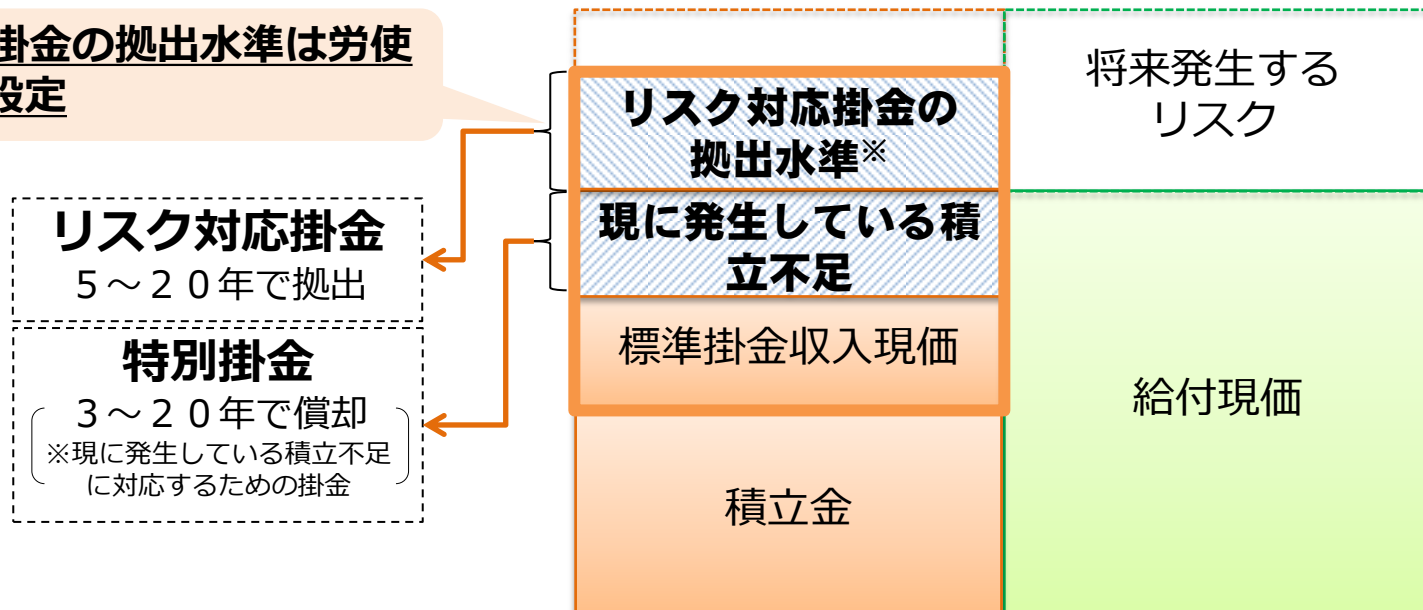
## <リスク対応掛金の設定ルール>

- ① リスク対応掛金の拠出期間は特別掛金の償却期間よりも長期に設定
- ② 5～20年の均等拠出のほか、弾力拠出や定率拠出を選択することも可能

均等拠出・・・一定期間、定額を拠出する方法  
弾力拠出・・・拠出額の上下限を設定し、その範囲内で毎年度拠出する方法  
定率拠出・・・毎年度、残高の一定割合を拠出する方法

※ リスク対応掛金を規約で定める場合は、厚生労働大臣の承認又は認可が必要

## ※リスク対応掛金の拠出水準は労使合意により設定



# (イメージ)リスク対応掛金の設定方法

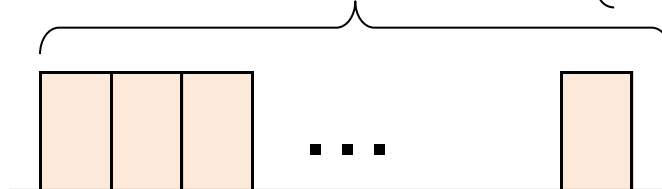
○ リスク対応掛金の設定方法の選択肢は以下のとおり。

## ① 均等拠出

拠出総額



5年から20年の範囲の予め定めた期間で均等額を拠出



※リスク対応掛金の拠出期間は特別掛金の償却期間よりも長期に設定することが必要

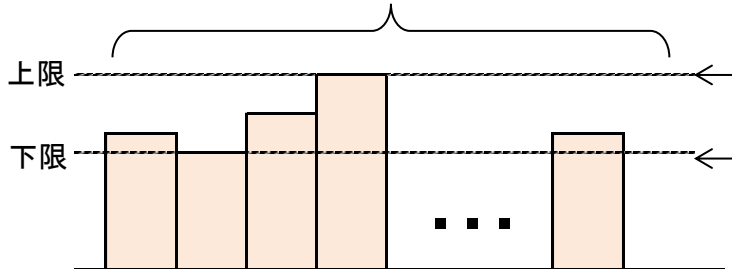
(注) 当初5年間に限り段階的に額を引き上げることができる。

## ② 弾力拠出

拠出総額



毎事業年度の拠出額を上下限の範囲内で規約に定める



N年に応じて定まる最短期間で均等拠出した場合の額

5年から20年の範囲の予め定めた期間(N年)で均等に拠出した場合の額

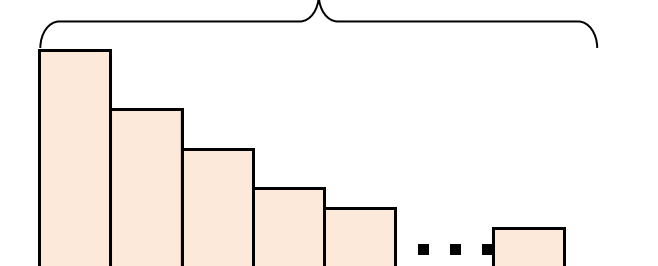
N年	最短期間
9年未満	5年
9年以上11年未満	6年
...	...
15年以上	10年

## ③ 定率拠出

拠出総額



残額の一定割合(15%~50%)として規約に定める額を拠出

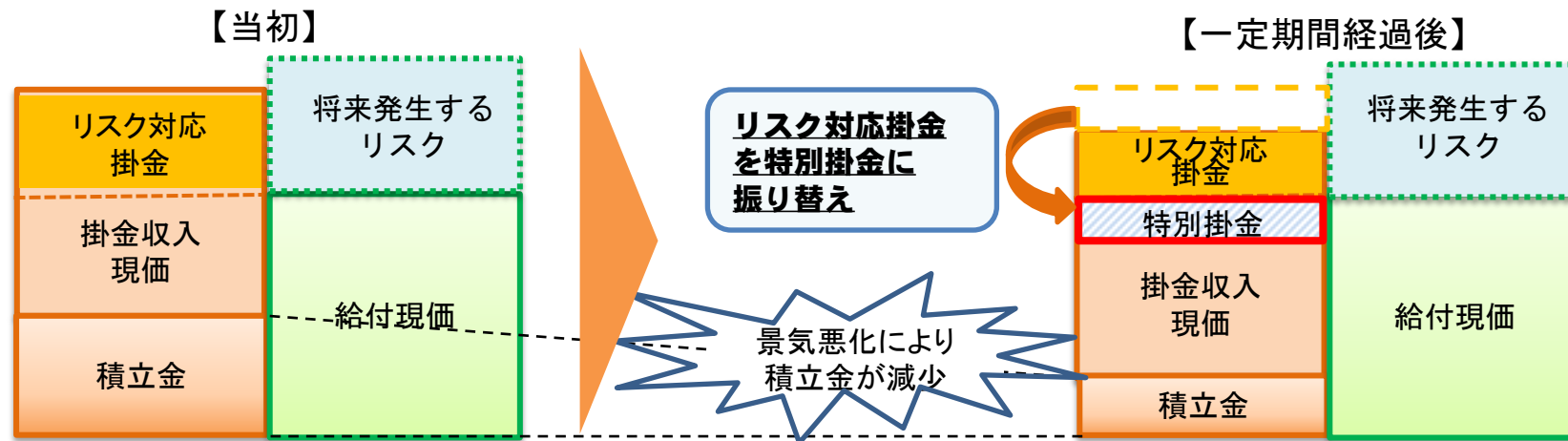


(注) 残額が標準掛金の額以下となるときは、全額を拠出できる。

# (参考)従来のDBにおけるリスク対応掛金の変更ルール①

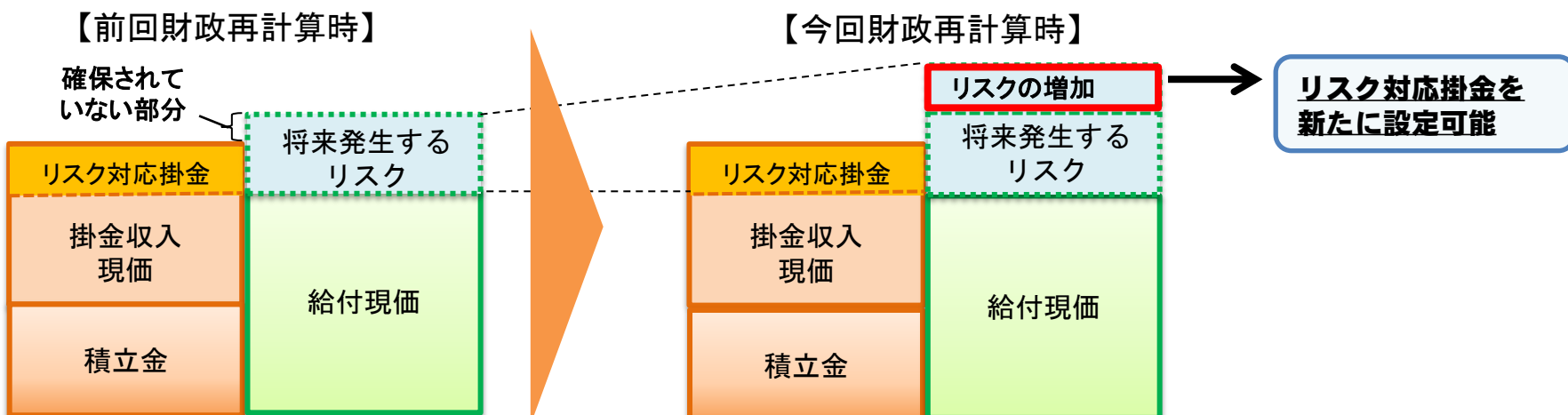
○ 一度設定したリスク対応掛金は、原則として拠出が完了するまで変更しないが、以下のような場合には変更を可能とする。

## (1) 新たに発生した積立不足に対応するために特別掛金を拠出する場合



## (2) 将来発生するリスクのうち、財源が確保されていない部分が増加する場合

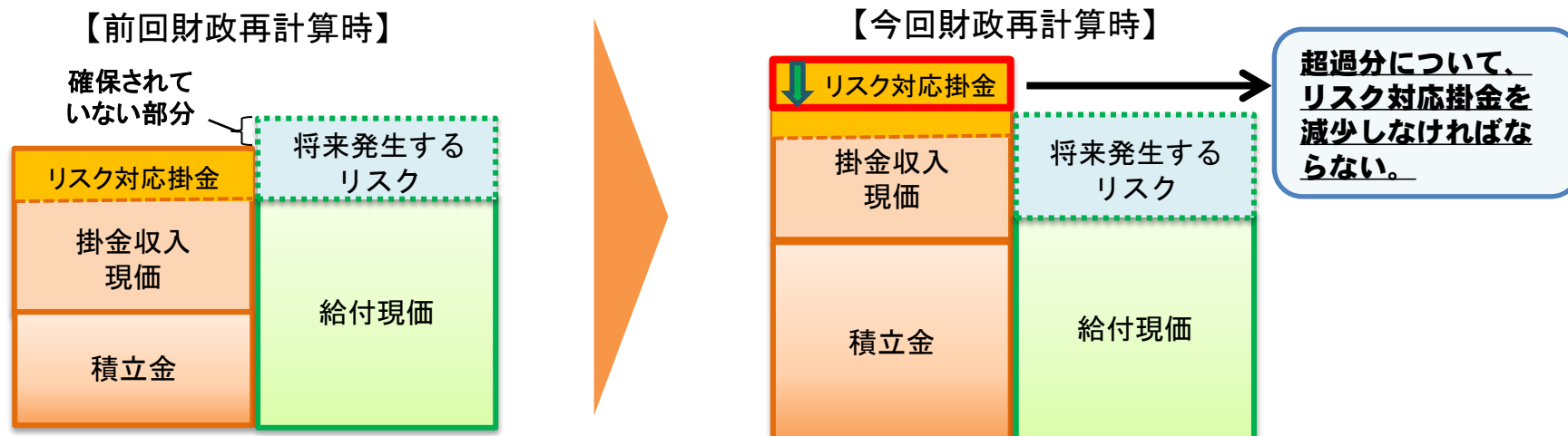
### <ケース1> (積立金の資産構成等の変化により、リスクが増加する場合)



※ ケース1は単純にリスクが増加したケースであるが、これ以外でも、財源が確保されていない部分が増加した場合には、リスク対応掛金を新たに設定することができる。

# (参考)従来のDBにおけるリスク対応掛金の変更ルール②

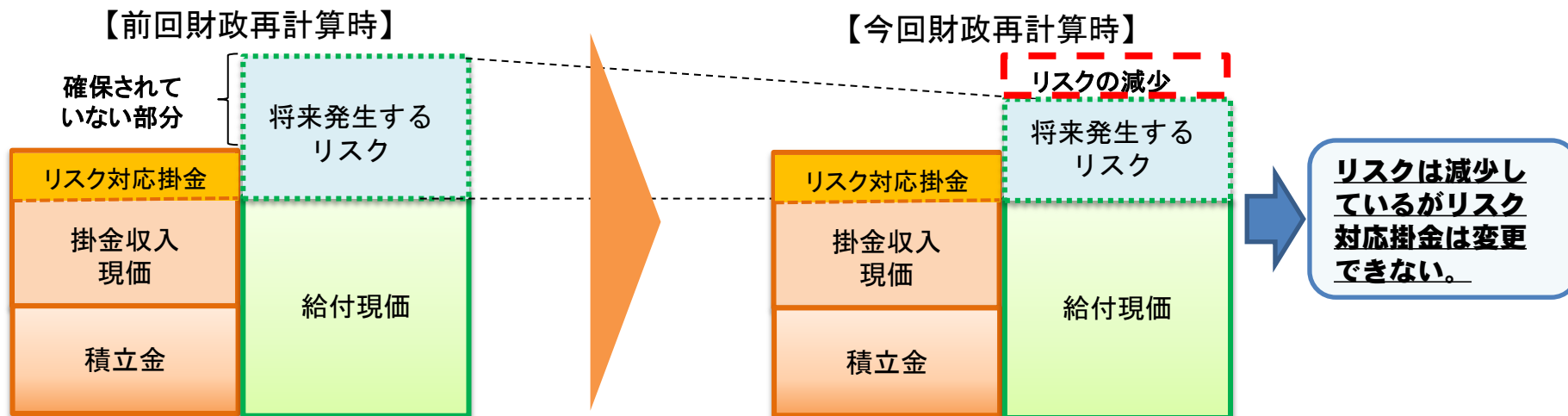
## <ケース2> (運用が好転し、財源がリスクを超過する場合)



※なお、積立金が一定の基準(数理債務等の1.5倍)を超過した場合は、通常の掛金も減少させる。

◎ 上記にかかわらず、DB制度の分割・合併等の大きな制度変更があった場合には、リスク対応掛金を含めた掛金全体の見直しを行う。

※ なお、掛金の恣意的な変更を抑制する観点から、財源が確保されていない部分が減少した場合でも、リスク対応掛金の変更は認められない。



## (参考)従来のDBにおけるリスク対応掛金の変更ルールの詳細

- 「恣意的な掛金拠出による過剰な損金算入を防止する」という税制上の観点から、一度設定したリスク対応掛金額は大きな事情変更が無い限り変更できない。

### <リスク対応掛金を変更できる場合>

要件	変更内容
新たに過去勤務債務が発生する場合	特別掛金収入現価の増加額の範囲内で、リスク対応掛金額を減少
将来発生するリスクのうち財源が確保されていない部分が前回計算時より増加する場合	増加分に対して新たにリスク対応掛金を定め、前回計算したリスク対応掛金に加算
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 合併、分割</li><li>・ 規約型から基金型又は基金型から規約型へ移行</li><li>・ 加入者数の著しい変動</li><li>・ 加入者資格又は給付設計の変更</li><li>・ 他のDBとの権利義務の移転又は承継</li><li>・ その他著しい変動があった場合（例：資産構成が大幅に変更された場合）</li></ul>	リスク対応掛金を含めた掛金を再設定  (注) 特別掛金の償却期間の延長ができないことなどは現行どおり

### <リスク対応掛金を変更しなければならない場合>

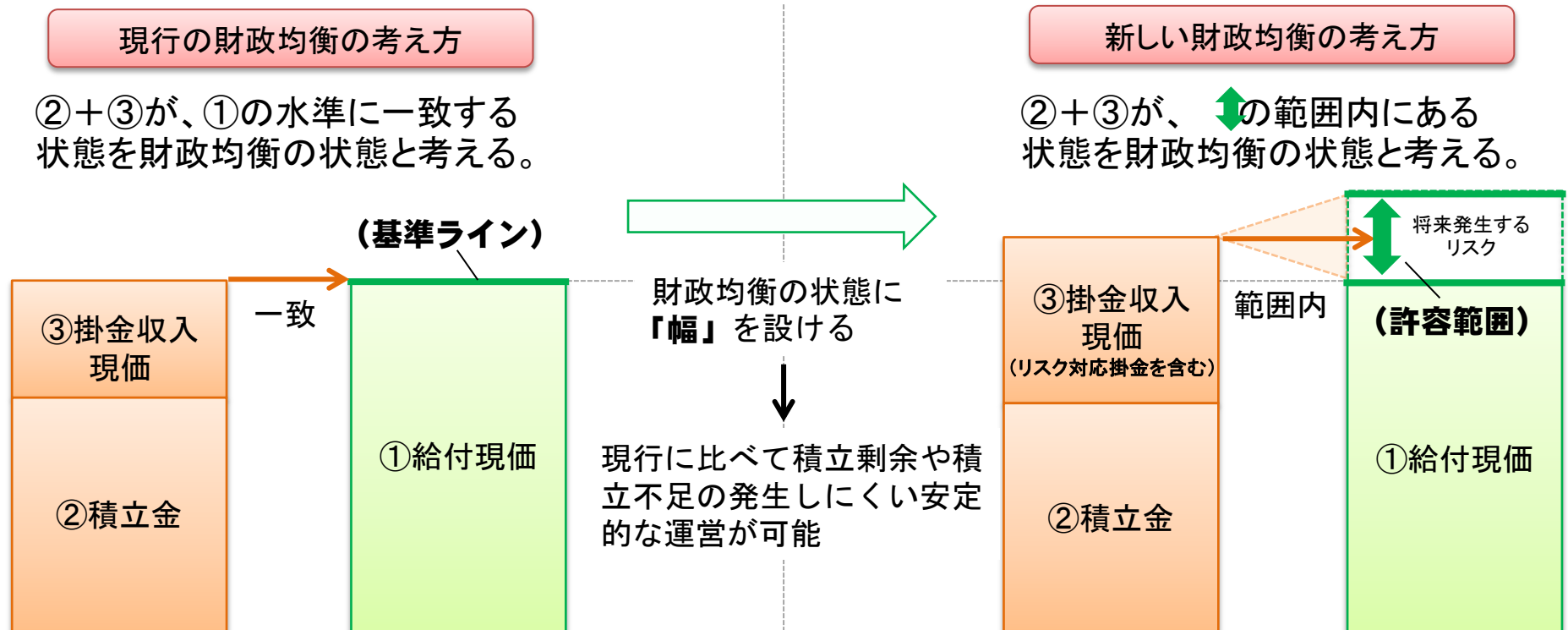
要件	変更内容
将来発生するリスクを超える財源が措置された場合	リスク対応掛金を減少又はリスク対応掛金の拠出を終了

# 景気循環を見据えた安定的な財政運営

- リスク対応掛金の拠出を可能とすることにより、あらかじめ給付に必要な額以上の財源を手当することが可能となる。
- この財源の水準は、景気変動等により常に変動することとなるが、「将来発生するリスク」の範囲内にある限りは「財政均衡」の状態にあるとすることで、掛金の額が景気循環の影響を受けにくい、安定的な財政運営が可能となる。

※ 現行では、財源が給付に一致している状態を、「財政均衡」の状態としているため、積立金の減少が、積立剰余・積立不足の発生(掛金増加)に直接結びつく仕組みとなっている。

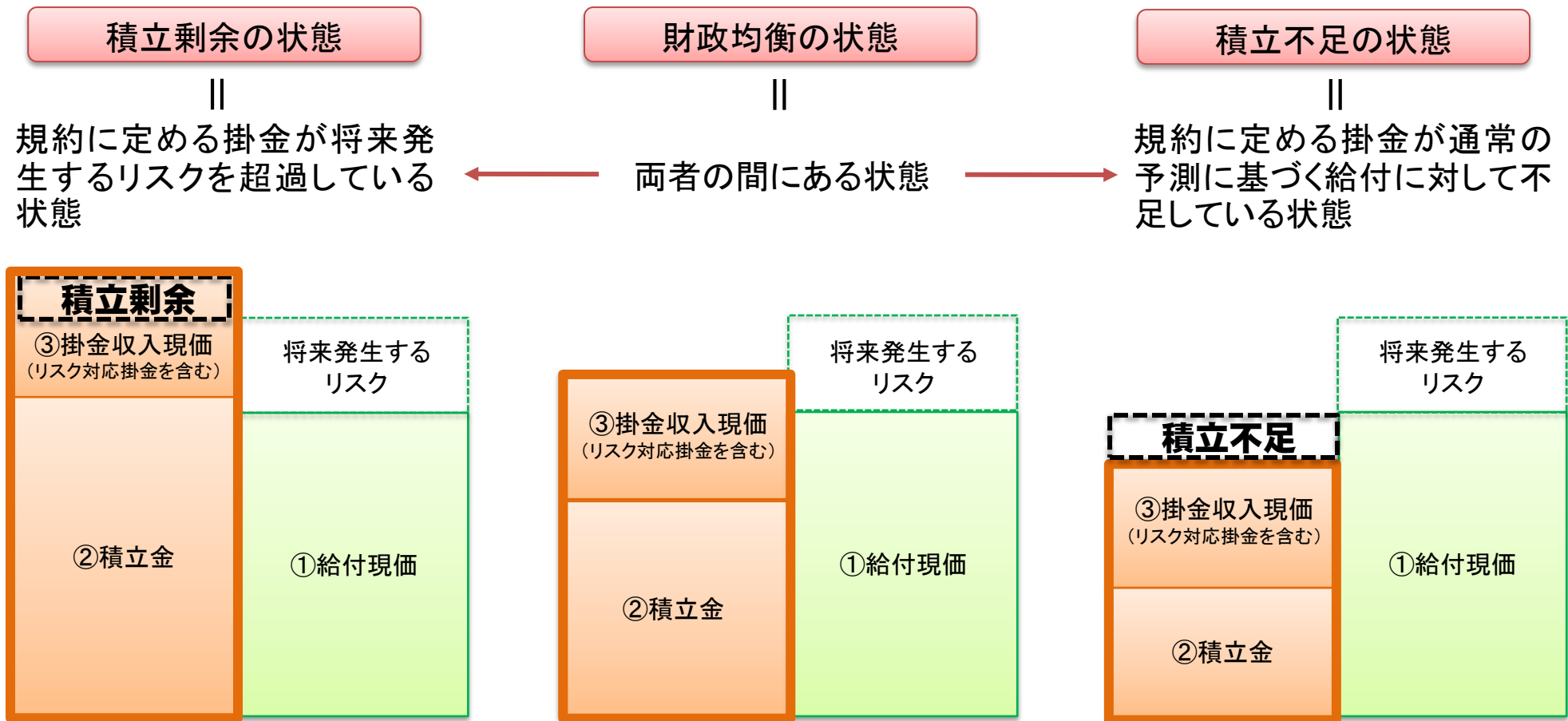
## 〈イメージ図〉



# (イメージ) 新たな財政均衡の考え方

○ 新たな財政均衡の考え方に沿えば、積立剰余・積立不足の状態は、以下の図のとおり認識することになる。

## 〈イメージ図〉



## (2) 柔軟で弾力的な給付設計 (「リスク分担型企業年金」の導入)

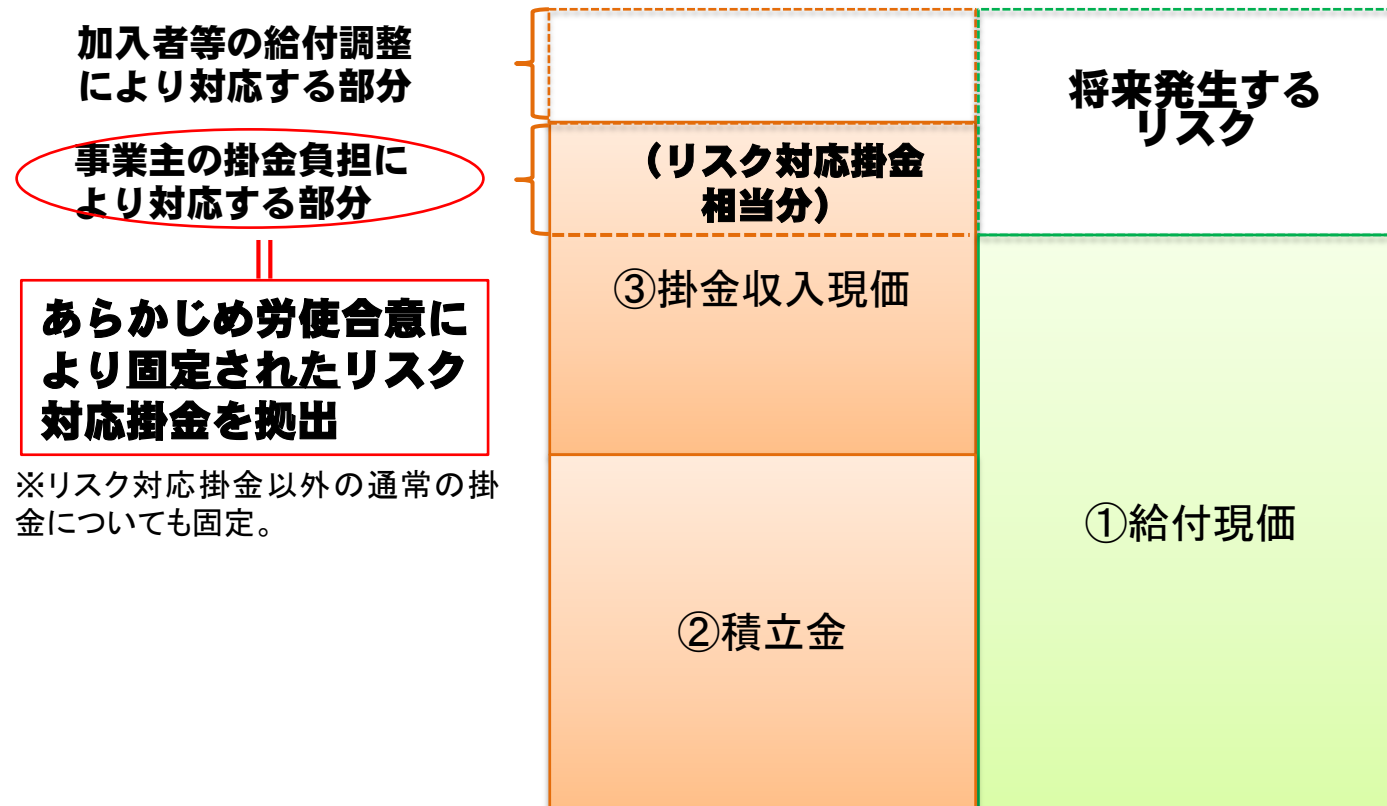


# リスク分担型企业年金の基本的仕組み①

- 事業主がリスク対応掛金の拠出を行う仕組みを活用し、これを事業主によるリスク負担部分と定めておく仕組み。
- これにより、将来発生するリスクを労使でどのように分担するかを、あらかじめ労使合意により定めておく仕組みが設計可能となる。

## 〈イメージ図〉

【リスク分担型企业年金の財政均衡】  
—制度開始時の姿—



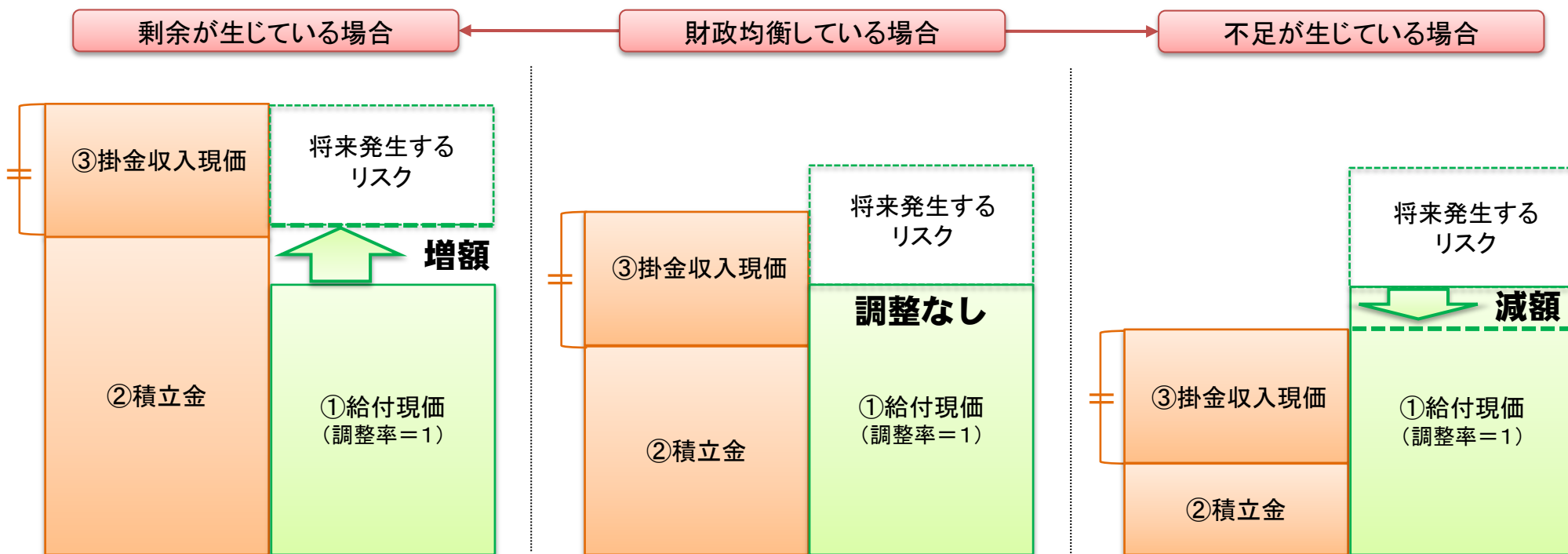
# リスク分担型企业年金の基本的仕組み②

□ リスク分担型企业年金では、給付に対する財源のバランスが毎年度変化するため、毎年度の決算において給付を増減することにより財政の均衡を図る。

※ 単年度での給付の変動を抑制するため、複数年度で調整を平滑化することも可能とする。

## 〈イメージ図〉

【リスク分担型企业年金の財政均衡】  
—制度開始後の毎年度の決算時—



※ 少なくとも5年ごとに実施する財政再計算では、掛金(率)は従前のまま維持しつつ、最新の情勢を反映して将来推計を行い、「給付現価」、「掛金収入現価」、「将来発生するリスク」を計算する。なお、給付改善等の制度設計に関する新たな労使合意がない限り、掛金(率)の変更を行わない。

## (イメージ)リスク分担型企業年金の給付算定式

- リスク分担型企業年金における給付の算定式は、従来のDBにおける給付の算定式に、「調整率」を乗じたものとして定義される。
- 「調整率」は、積立水準に応じて定まる率であるが、単年度ごとの変動を抑制するため、導入当初に定める方法により、複数年度で平滑化したものを使用することも可能。(毎年度の調整率は規約に定める。)

### リスク分担型企業年金における給付算定式

$$\text{従来のDBにおける給付算定式}^{\ast 1} \times \text{当該年度の調整率}^{\ast 2}$$

※1 従来のDBにおける給付算定式には、例えば以下のようなものがある。

- **加入期間比例** … 定額 × 加入期間
- **平均給与比例** … 加入期間中の平均給与 × 乗率 × 加入期間
- **最終給与比例** … 加入期間の最終給与 × 乗率
- **ポイント制** …… 加入期間中のポイント × ポイント単価 × 乗率

※2 調整率は、毎年度の決算において以下のように定める。

(ア) 剰余が生じている場合 (積立金と掛金現価の合計額が、給付現価と将来発生するリスクの合計額を上回る場合)

→ 調整率 = (積立金 + 掛金現価 - 将来発生するリスク) / 調整を行わない場合の給付現価

(イ) 財政均衡している場合 (アとウの間の状況である場合)

→ 調整率 = 1.0

(ウ) 不足が生じている場合 (積立金と掛金現価の合計額が、給付現価を下回る場合)

→ 調整率 = (積立金 + 掛金現価) / 調整を行わない場合の給付現価

※ 給付の変動を抑制するため、上記の調整率を複数年度で平滑化することも可能とする。

※ 決算で確定した調整率は、遅くとも、当該決算の翌々事業年度の給付に反映させる。

# リスク分担型企業年金の掛金設定方法

- リスク分担型企業年金では、制度導入時に、従来のDBと同様の掛金区分（標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金）に基づき算定した額の合算額に基づき掛金（率）を計算する。
- 新規に制度を開始するときや制度が成熟していないときには積立金が十分でなく、将来発生するリスクを適切に見込めないため、一定期間経過後の積立金の額を推計し、その推計額に基づきリスクを見込む等の特則を設ける。

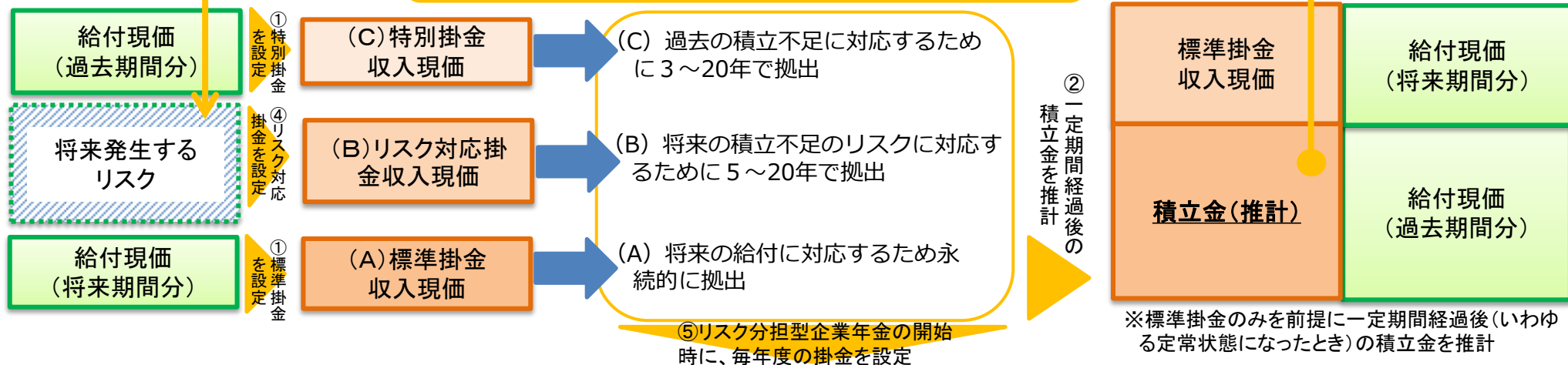
※ リスク分担型企業年金では、一度設定した掛金を固定する仕組みであるため、導入時に適切なリスクを見込むことが必要

## <リスク分担型企業年金の掛金設定イメージ(下の①～⑤の順で設定)>

【制度導入時】

【一定期間経過後（推計）】

③将来発生するリスクを適切に見込むために、**一定期間経過後の積立金の推計額等を用いて将来発生するリスクを測定**



掛金（率）

(C) **特別掛金相当分**

(B) **リスク対応掛金相当分**

(A) **標準掛金相当分**

各年度における(A)～(C)を合算する形で規約に規定(※(A)～(C)の内訳は規約上では明記しない)

導入後の経過年数

## リスク分担型企業年金における掛金の変更

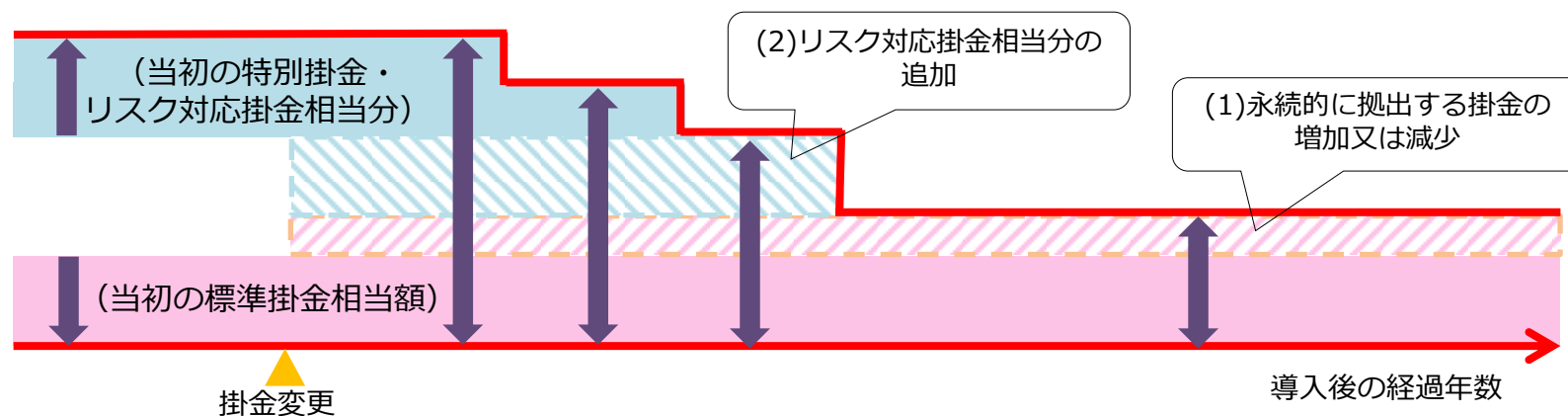
- リスク分担型企業年金では、当初設定した掛金を固定する仕組みであり、給付改善等の制度設計に関する新たな労使合意を行わない限り掛金の変更を行わない。
- 新たな労使合意に基づき掛金を変更する場合にあっては、恣意的な掛金拠出による過剰な損金算入が行われないよう、その変更方法を限定する。

### <リスク分担型企業年金の掛金の変更方法>

リスク分担型企業年金における掛金の変更は、以下の(1)又は(2)（あるいはこれらの併用）によるものとする。

- (1) 当初設定した永続的に拠出する掛金を増加又は減少させる。
- (2) リスク対応掛金を新たに設定する場合と同様に、拠出しようとする掛金の総額を定め、従前の掛金に追加する。

(イメージ)  
掛金 (率)

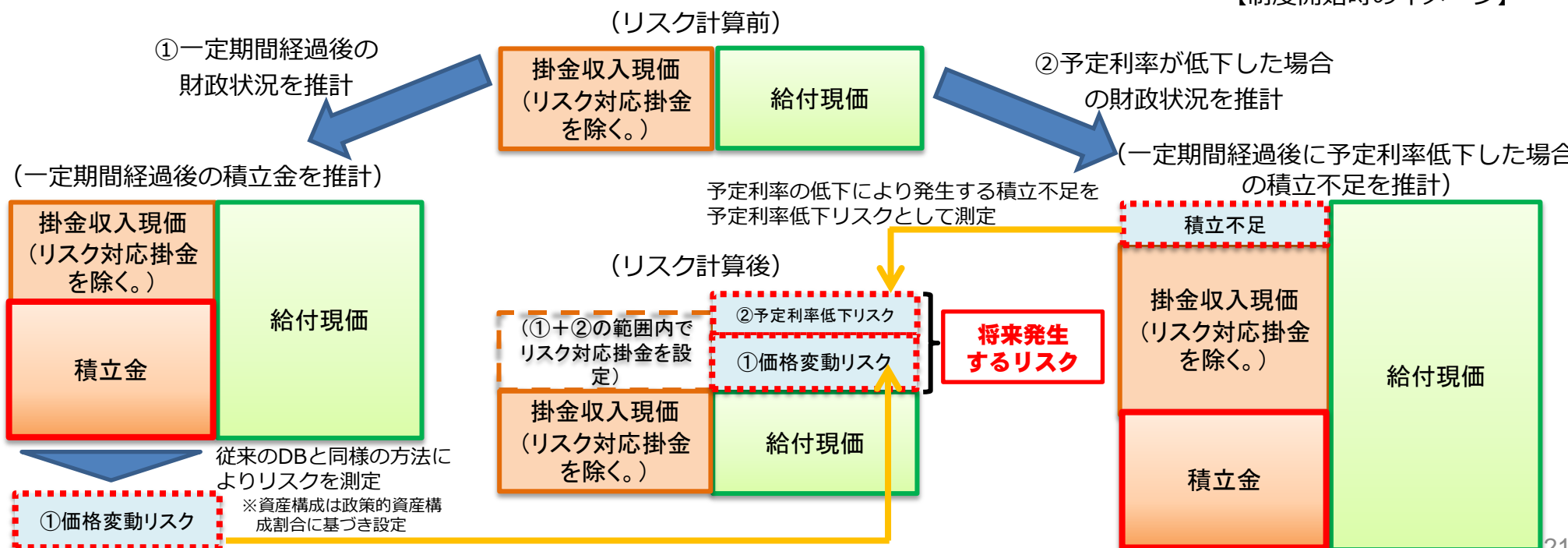


# 「将来発生するリスク」の具体的な測定方法(リスク分担型企業年金)

- リスク分担型企業年金における将来発生するリスクの算定方法として、所定の方法により算定する方式(標準方式)と、厚生労働大臣の承認を得て実情に合わせて算定する方式(特別方式)を可能とする。
- ただし、リスク分担型企業年金においては、最初に設定した掛金を固定する仕組みであり、発生するリスクの大きさを導入時から適切に見込む必要があることから、標準方式では、
  - ① 将来の積立金の価格変動により積立金が減少するリスク(価格変動リスク)※
  - ② 今後の金融経済環境等の変化に伴い、予定利率が低下するリスク(予定利率低下リスク)
 を合算することにより、制度導入時の予定利率の変動リスクを加味する。
- ※ 価格変動リスクは、従来のDBの標準方式と同様、資産区分ごとに所定の係数を乗じた額の合計額に基づき算定
- 標準方式で係数の定められている資産以外の資産の割合が10%以上の場合や、予定昇給率や予定脱退率等の基礎率変動が重要と認められる場合には、特別方式によらなければならない。

## <リスク分担型企業年金におけるリスク測定方法(標準方式)>

【制度開始時のイメージ】



# リスク分担型企業年金における標準方式の算定方法

- リスク分担型企業年金における標準方式による「将来発生するリスク」は、以下の価格変動リスクと予定利率低下リスクの合計額とする。

**価格変動リスク**：一定期間経過後の積立金及び政策的資産構成割合（長期にわたり維持すべき資産の構成割合）に基づき資産区分ごとの資産額を推計し、リスク分担型でない場合の標準方式と同様の所定の係数を用いて算定した価格変動のリスク

**予定利率低下リスク**：一定期間経過後に予定利率が低下（例えば1%低下）した場合の積立不足

## ＜リスク分担型企業年金における標準方式の計算方法及び計算例＞

- ① 制度発足後、一定期間経過したときの積立金を推計

※ 当該リスク分担型企業年金の加入率等を用いて、定常状態を推計する

(推計結果)

掛金収入現価	30億円	給付現価	80億円
積立金	<b>50億円</b>		

- ② ①で推計した積立金と政策的資産構成割合に基づき、所定の係数を用いて価格変動リスクを推計

資産区分	係数の定められている資産						合計	その他の資産	資産合計
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産			
政策的資産構成割合	50%	20%	10%	10%	5%	3%	98%	2%	100%
積立金の推計値×政策的資産構成割合（推計資産額）	25億円	10億円	5億円	5億円	2.5億円	1.5億円	<b>49億円</b>	1億円	<b>50億円</b>
所定の係数	5%	50%	25%	50%	0%	0%			
推計資産額×所定の係数の額	1.25億円	5億円	1.25億円	2.5億円	-	-	10億円 (①)	×補正率※ (②)	<b>10.2億円</b> (①×②)

※ 補正率 = 資産合計 / 係数の定められている資産合計

- ③ 一定期間経過後、予定利率が低下した場合の積立不足を推計

(推計結果)

積立不足	<b>10億円</b>	給付現価	100億円
掛金収入現価	40億円		
積立金	50億円		

- ④ ②及び③から、将来発生するリスクを推計

$$\text{将来発生するリスク} = 10.2\text{億円} + 10\text{億円} = \underline{\underline{20.2\text{億円}}}$$

# リスク分担型企業年金における財政再計算時の取扱い

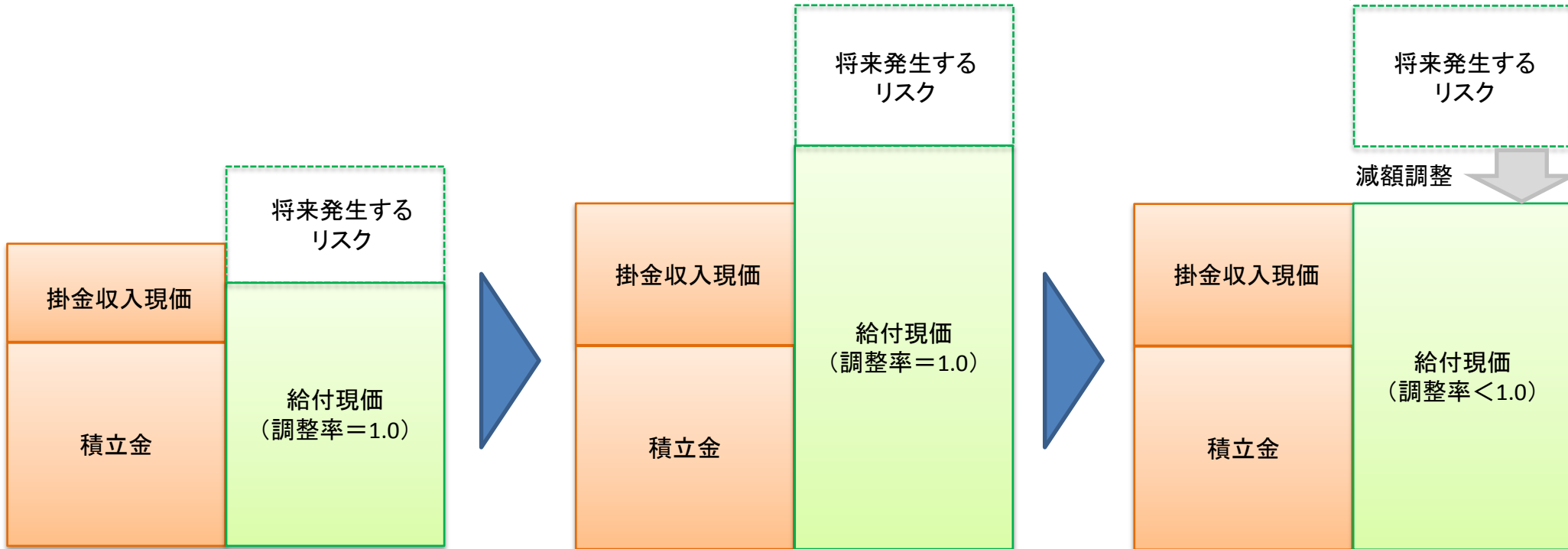
- リスク分担型企業年金では、財政再計算を行っても掛金(率)の変更は行わない。
- ただし、基礎率を見直すことにより将来発生するリスクや現価が変化するため、調整率が見直される場合がある。

## <財政再計算時のイメージ>

① 財政再計算実施前

② 財政再計算により基礎率を見直し、  
収支バランスが変化する場合

③ 収支がバランスするよう  
調整率を変更



財政再計算で掛金(率)は見直さないが、基礎率(予定利率、予定脱退率等)の見直しを行うため、**掛金収入現価、給付現価や将来発生するリスクが変化**

掛金収入現価、給付現価や将来発生するリスクの変化に伴い、**調整率が変化**



# リスク分担型企業年金における意思決定のあり方①

□ リスク分担型企業年金は、運用の結果により、加入者及び受給者の給付が調整される可能性のある仕組み。このため、制度開始時の意思決定に加え、制度実施後も加入者等が適切に意思決定に参画できるための仕組みを設ける。

※ 企業年金部会においても、「柔軟で弾力的な給付設計」を導入する場合には、リスク負担の度合いが増す加入者について、①加入者がリスク負担に見合う形で決定に関与する仕組み、及び、②加入者の代表が運用実績の詳細等について確認することができる措置、について検討が必要との整理が行われている。

## — 社会保障審議会企業年金部会における議論の整理(平成27年1月16日)より抜粋 —

### 2. 企業年金制度等の普及・拡大に向けた見直しの方向性

#### (5) 企業年金のガバナンス

##### ① 組織・行為準則 (抜粋)

○ なお、利害関係者が負うリスクに見合う形で意思決定に関与することを可能とする観点から、**今後DB及びDCについて柔軟で弾力的な給付設計を行う場合は、それに伴いリスクの負担度合いが変化する加入者の関与のあり方について検討が必要である。**

##### ④ 加入者への情報開示 (抜粋)

○ また、**今後柔軟で弾力的な給付設計を行う場合は、リスク負担が増すこととなる加入者側の代表が運用実績の詳細等について確認することができる措置を講ずることが適当である。**

# リスク分担型企業年金における意思決定のあり方②

□ リスク分担型企業年金を実施する場合には、以下の手続を経て、規約変更を行う。

- ① 基金型においては、労使の代表で構成される代議員会における議決
- ② 規約型においては、加入者の過半数で組織する労働組合（当該労働組合がない場合は、加入者の過半数を代表する者）の同意の取得

リスク分担型企業年金制度を開始する場合には、その給付設計や事業主が拠出するリスク対応掛金の水準等について労使による意思決定を行う必要がある。

具体的手続

基金型

代議員会

事業主

加入者

※ 半数は事業主、半数は加入者で構成。

**代議員会における議決**

規約型

事業主

← 同意

加入者の過半数  
で組織する労働組  
合等

**事業主が加入者の過半数で組織  
する労働組合等の同意を取得**

# リスク分担型企業年金における意思決定のあり方③

□ さらに、リスク分担型企業年金を実施する場合には、運用の結果が加入者等の給付に反映される可能性があることから、従来のDBとは異なり、加入者がリスク負担に見合う形で運用の意思決定に参画するための仕組みが必要。

このため、加入者の代表が参画する委員会を設置することを基本とし、委員会は、業務の執行を行う理事会又は事業主に対して提言等を行うこととする。

□ また、運用が加入者の意向に沿った形で行われるよう、

- ① 事前に運用方針を定める観点から、運用基本方針や政策的資産構成割合の策定を必須とし、
- ② その方針どおりに運用されていることを確認する観点から、委員会に参画する加入者代表は運用実績の詳細等について確認することができるようにする。

【基金型の場合】



【規約型の場合】



提言等

委員会

- 加入者代表の参画は必須(受給者の参画を妨げない)。
- 資産運用などに関する外部の有識者を参画させてもよい。
- 資産運用の方針・結果について議論。
- 加入者代表は資産運用方針に関する既存の内部規程類及び受託機関から提供された運用結果報告書につき開示を受けることができる。

○ リスク分担型企業年金は基金型・規約型を問わず実施可能とするが、実施する場合は、  
・運用基本方針  
・政策的資産構成割合  
の策定を必須とする。(※運用基本方針及び政策的資産構成割合は、リスク分担型企業年金に限らず、策定を義務づけることも検討)

- 一般に資産運用方針は短期的に変えるものではないことを踏まえ、委員会は少なくとも年1回以上開催。
- 加入者代表が参画する資産運用委員会がある場合は、この委員会としても位置づけることができるものとする。

○ 基金型の場合には、以下を条件に委員会を設置しないことも可とする。  
・資産運用の方針の決定及び結果の評価を代議員会の付議事項とすること  
・全ての加入者及び受給者に資産運用の方針に関し意見提出の機会を設けること  
・代議員から要請があれば、受託機関から提示された運用報告書等を開示すること

# リスク分担型企業年金における意思決定のあり方④

- 現行では、加入者に対しては、年1回以上業務概況について周知することとされている一方、受給者に対しては、「加入者に対する周知と同様の措置を講ずるよう努める」こととされている。
- リスク分担型企業年金においては、加入者だけでなく受給者もリスクを負担することとなることから、受給者への周知についても、加入者と同様行うこととする。

## 加入者等への情報開示の現状

- 加入者に対しては、年1回以上、下記の事項について周知することとされているが、受給者に対しては、できる限り加入者に対する周知と同様の措置を講ずるよう努めることとされている。

### 加入者に周知することとされている事項（現状）

- | ○ 給付設計、給付の支給の概況   | ○ 加入者数、受給権者数 | ○ 掛金の納付の概況 | ○ 年金数理上の積立ての状況 |
|---|--------------|------------|----------------|
| ○ 運用の基本方針の概要<br>※ 企業年金部会では、「運用の基本方針の全文を開示すべき」とされている。                        |              |            |                |
| ○ 運用収益(運用損失)、資産の構成割合その他積立金の運用の概況<br>※ 企業年金部会では、「資産運用利回りを年に1回以上開示すべき」とされている。 |              |            |                |
| ○ その他事業に係る重要事項  |              |            |                |

## リスク分担型企業年金を実施する場合の情報開示

受給者に対する周知についても加入者と同様行う。  
**周知事項に「年金額の改定を見通す上で有用な情報」を追加する。**

## リスク分担型企業年金における周知事項

- リスク分担型企業年金においては、加入者だけでなく受給者もリスクを負担することとなることから、受給者への周知についても、加入者と同様行う。
- リスク分担型企業年金では、財政状況に応じて年金額が改定される仕組みであることから、周知事項に「年金額の改定を見通す上で有用な情報」を追加し、年金額改定に用いる調整率の算定方法やその算出の根拠の周知を義務づける。

### 【「年金額の改定を見通す上で有用な情報」の具体例】

- ① 年金額改定のルール
- ② 過去5年程度の調整率の推移
- ③ ②の調整率の算出根拠となったデータ（調整率を1.0とした場合の給付現価、積立金、掛金収入現価、将来発生するリスクを想定）
- ④ その他、調整率に重要な影響を与えると認められる事項

### (参考) 現行で義務づけられている業務概況の周知事項

- ① 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- ② 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- ③ 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
- ④ 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
- ⑤ 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
- ⑥ 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
- ⑦ 基本方針の概要
- ⑧ その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

# 同一規約におけるリスク分担型と従来型の併用について

- 1つの規約内でリスク分担型と従来型の両方を実施することについては、以下の問題があるため、原則として認めないが、これに対する相応の措置を講じた場合のみ許容する。
- ・ リスク分担型企業年金は固定された掛金拠出に基づく財源により給付が定まるものであり、帰属する財源を明確に特定しなければならない。
  - ・ リスク分担型と従来型で利害関係が異なっているため、同一のガバナンスでは正常な意思決定が行われえない可能性がある。

## リスク分担型と従来型との併用を認める要件

- ① リスク分担型と従来型のそれぞれで経理するとともに、資産をそれぞれに区分すること。
- ② 基金型の場合、代議員会の下にリスク分担型の意思決定に係る委員会（リスク分担型の給付を受ける加入者の意向を反映できるように構成）を設け、当該委員会で方針決定したリスク分担型企業年金に関する意思決定を尊重したうえで代議員会における議決等を行うこととする  
← 通常代議員会のみでは、リスク分担型の運営について、リスク分担型に直接的に関与する者の意向が適切に反映されない可能性がある。

# 給付減額時の手続要件及び減額判定基準

- 現行のDB制度において、給付設計の変更に伴い給付減額と判定された場合には、手続要件として当該減額に該当する者の個別の同意等を得ることとなっている。
- このうち手続要件については、リスク分担型企業年金においても同様とする。

〈 給付減額を行う場合の手続要件 〉 ー 現行 → リスク分担型企業年金においても同様

加入者の給付減額を行う場合	受給者の給付減額を行う場合
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 加入者の3分の1以上で組織される労働組合がある場合は、当該労働組合の同意の取得</li><li>➤ 加入者の3分の2以上の同意の取得</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 全受給者に対する、事前の十分な説明</li><li>➤ 受給者の3分の2以上の同意の取得</li><li>➤ 希望者に減額前の給付を一時金で支給すること</li></ul>

〈 給付減額の該当の有無の判定基準 〉 ー 現行

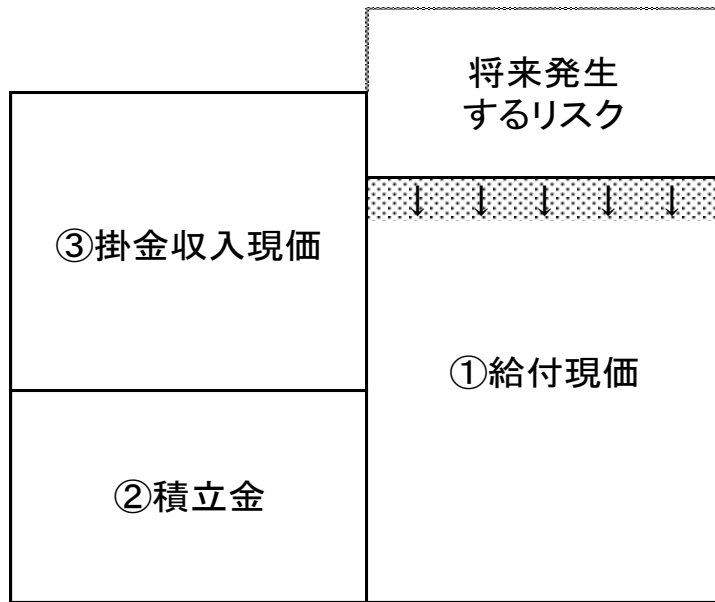
- (a) 給付設計の変更前後の総給付現価が減少する場合
- (b) 一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る給付現価が給付設計の変更によって減少する場合
- (c) 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合

のいずれかに該当する場合、給付減額と判定

# リスク分担型企業年金における減額判定の考え方

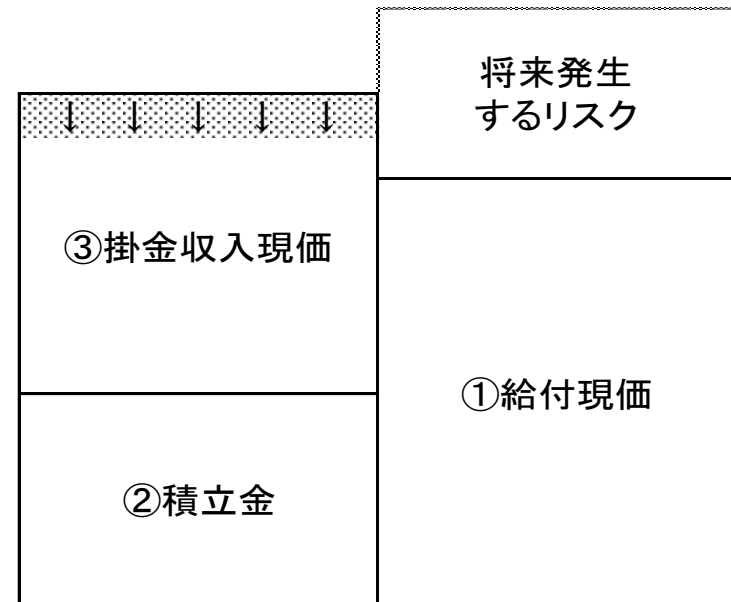
- 従来のDBでは、給付設計を変更した際に、給付水準である給付現価が減少した場合等に給付減額と判定することになっている。本判定基準はリスク分担型企業年金に対しても適用する。
- 更にリスク分担型企業年金では、掛金を変更し掛金収入現価が減少した場合には、給付の原資が減少し、減額調整の可能性が高まるため、給付減額と判定する。

## ① 現行の判定基準の適用



給付設計の変更により給付現価が減少した場合  
→ 給付が減少するため減額判定

## ② 給付の原資に基づく判定基準の適用 – 新規



掛金の変更により掛金収入現価が減少した場合  
→ 給付の**原資**が減少し、減額調整が生じる  
可能性が増加するため減額判定



# 従来のDBとリスク分担型企業年金の移行時等の減額判定

- 従来のDBからリスク分担型企業年金に移行する場合、将来発生するリスクのうち、掛金収入現価等で措置されている割合が1/2を下回っている場合は、増額調整よりも減額調整が生じる可能性が高いため、給付減額と判定する。
- 逆に、リスク分担型企業年金から従来のDBに移行する場合、将来発生するリスクのうち、掛金収入現価等で措置されている割合が1/2を上回っている場合は、増額調整が生じやすかったところ、増額を生じない制度に変更することから、給付減額と判定する。

・従来のDBからリスク分担型企業年金に移行する場合

	将来発生するリスク
↑ 給付増額 ↓ 給付減額	(うち1/2水準)
③掛金収入現価	①給付現価
②積立金	

・リスク分担型企業年金から従来のDBに移行する場合

	将来発生するリスク
↑ 給付減額 ↓ 給付増額	(うち1/2水準)
③掛金収入現価	①給付現価
②積立金	

# 従来のDBとリスク分担型企業年金の移行時等の手続要件

- 従来のDBからリスク分担型企業年金に移行する場合またはリスク分担型企業年金から従来のDBに移行する場合の手続について、前述の給付減額に該当する場合は、現行の給付減額に係る手続を適用する。
- また、前述の給付減額に該当しない場合でも、上記の移行は給付の性質を大きく変更するものであるため、受給者に対しては、給付減額手続に準じた相応の手続要件を設けることとする。

## ・給付減額に該当する場合

既述の「給付減額を行う場合の手続要件」と同じ

## ・上記以外の場合

不利益変更になる可能性があることから、受給者についてのみ、以下の手続を課すこととする。

- **全受給者に対する事前の十分な説明**
- **希望者には、年金給付に代えて移行前の給付を一時金で支給**

(不利益変更になる場合)

従来型 → リスク分担型： 給付調整により既裁定年金額が減少する可能性がある。

リスク分担型 → 従来型： 給付調整により年金額が増額される可能性があったものが増額されなくなる。

※ 受給者については閉鎖型のDBとして既存の制度を維持し、移行時点の加入者のみリスク分担型企業年金へ移行することにより、不利益が生じない取扱いとすることも可能。

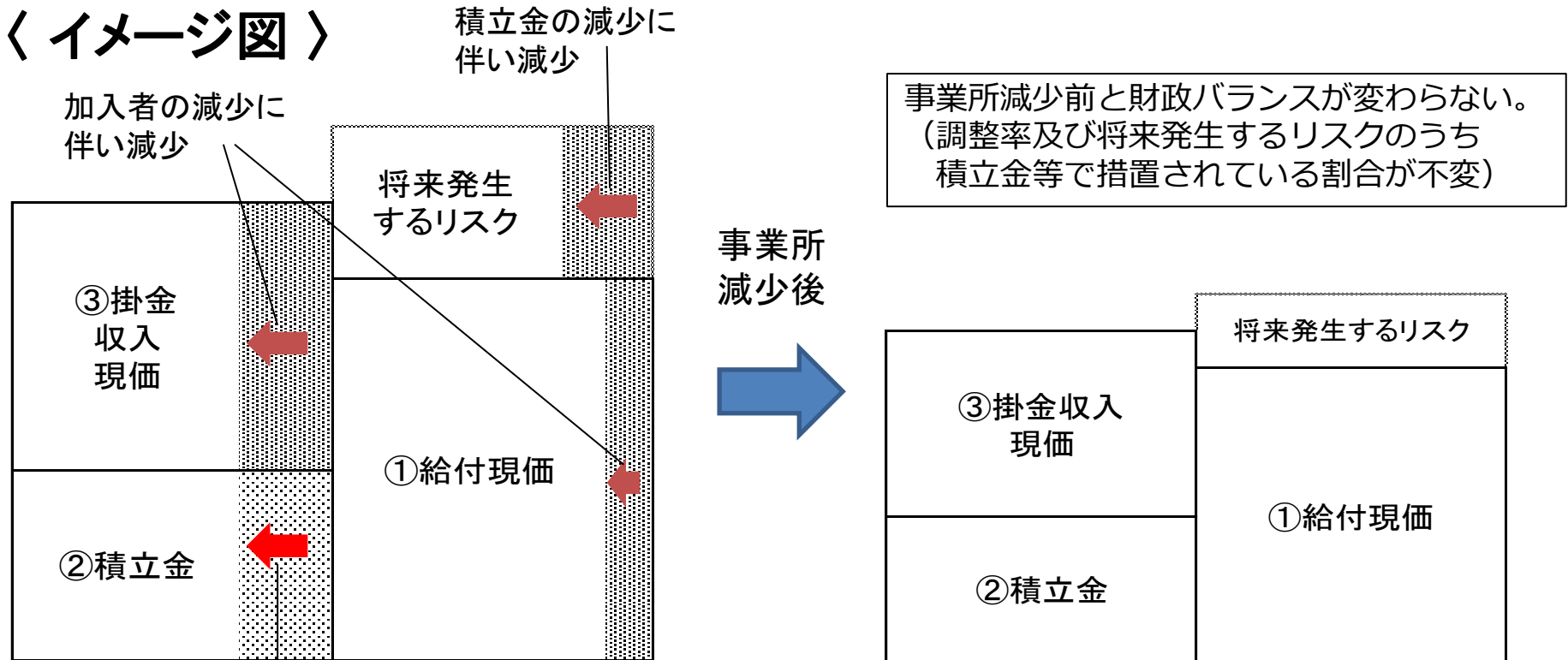
# リスク分担型企業年金で事業所が減少するときの取扱い

- リスク分担型企業年金では、事業所が減少する際に財政バランスが崩れ(※)、減少事業所以外の事業所における、現在又は将来の調整率が増加する可能性がある。

※ 資格喪失による一時金の支給額や他制度に積立金を移換する額が大きい場合に、財政バランスが崩れる場合がある

- そこで、他の実施事業所の調整率が減少しないように、減少事業所の加入者に支給する一時金や他制度に移換する積立金を定めることを可能とする。

## 〈イメージ図〉



**加入者に支給又は他制度へ移換  
(財政がバランスするように金額を定める)**

# リスク分担型企業年金で事業所が増加するときの掛金設定

- 従来のDBでは、実施事業所の増加により、新たに過去勤務債務が生じたときには、当該事業所に対して、当該過去勤務債務を償却するための掛金(特別掛金)を任意で設定することができる。
- リスク分担型企業年金では、実施事業所の増加により調整率が低下する可能性があることから、増加する事業主に対して他の事業所と異なる掛金(※)を定めることを可能とする。

※掛金の設定方法やあらかじめ定めた掛金を固定する仕組みは通常のリスク分担型企業年金と同様。

## 〈イメージ図〉

増加する事業主に他の事業所と異なる掛金を設定  
(財政がバランスするように金額を定める)

事業所減少前と財政バランスが変わらない。  
(調整率及び将来発生するリスクのうち  
積立金等で措置されている割合が不変)

